

# 日本知能情報ファジィ学会 中国四国支部 奨励賞規程

2011年12月23日(制定)

## (設置)

第1条 日本知能情報ファジィ学会 中国四国支部（以下、本支部とする）において、日本知能情報ファジィ学会中国四国支部奨励賞（以下、奨励賞とする）を設置する。

## (目的)

第2条 本支部の関連する学問・技術において、若手研究者の研究を奨励する。

## (対象者)

第3条 本支部主催で行われる対象年度の学術講演会（以下、支部研究会とする）で発表した若手会員を対象とする。ただし、賞の候補となる対象者の年齢は日本知能情報ファジィ学会奨励賞に準ずるものとする。

第4条 奨励賞は毎年度1回決定される。ただし、該当者がいないこともある。

## (表彰の公表)

第5条 受賞者は支部総会もしくは支部研究会で表彰され、ホームページもしくはそれに準ずる形で公表される。

## (審査および受賞の決定)

第6条 支部研究会で発表した論文の中から、2人以上の審査委員の評価をもとに、本支部長が組織する選考委員会で審議し、決定する。

第7条 本規定の改廃は、支部運営委員会の議決を経るものとする。

附則 本規定は2011年12月23日より施行する。